

新型コロナウイルス感染症患者の

療養解除の基準

Recuperation
Release Standard

新型コロナウイルス感染症と診断された人は、下記の基準により順次療養解除になります。
なお、その際に、**必ずしも検査を受ける必要はありません。**

ケース	療養解除基準
症状あり(有症状者)	発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快(※1)後、72時間経過した場合
症状なし (無症状病検体保有者)	検体採取日から7日間経過した場合。 ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身で健康観察を行うこと。
無症状 → 発症	当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、【症状あり】の基準に沿って療養してください。

※ 1. 症状軽快: 解熱剤を使わずに熱が下がり、かつ、呼吸器症状(咳などの症状)が改善傾向にあること。

療養解除の判断基準イメージ

有症状患者の場合

- ◆ 発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

10日以前に
症状軽快の場合



10日以降に
症状軽快の場合



※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。(症状がすべて無くなることではありません。)

無症状患者の場合

- ◆ 陽性者確定に係る検体採取日から7日間経過した場合



※当初は無症状であっても、療養中に症状が出たときは、症状が発現した日を発症日とし、【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。